

2 利用できるサービス

【要支援1・2の方】

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、訪問型サービス、通所型サービスとして佐渡市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されます。訪問型サービス、通所型サービスについては、24ページをご覧ください。

①訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

自宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

全身入浴	984円
------	------

※金額については、離島地域加算込みです。

②医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防訪問看護

介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を看護師が自宅を訪問して行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

訪問看護ステーションから(30分未満)	519円
病院または診療所から(30分未満)	439円

※金額については、離島地域加算込みです。
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

※がん末期等、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、医療保険による訪問看護が行われます。

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士などのリハビリ専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリを行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

	5月31日まで	6月1日から
1回	353円	343円

※金額については、離島地域加算込みです。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防を目的とした療養上の管理や指導を月2回を上限に医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問して行います。

●1回の訪問時の利用者負担のめやす(1割負担分)

医師の指導	592円
歯科医師の指導	595円

※金額については、離島地域加算込みです。

③施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション

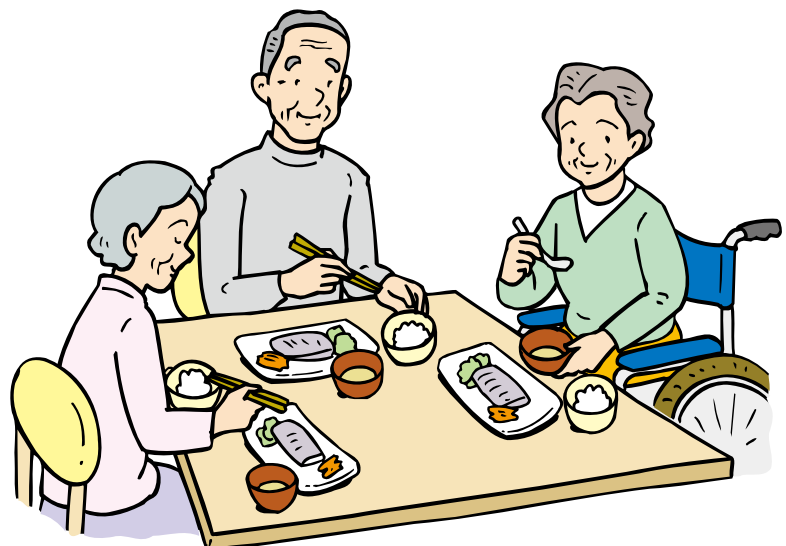
老人保健施設などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションが利用できます。

●1か月の利用者負担のめやす(1割負担分)

共通的服务

介護度	
要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎、入浴を含む。



④ 短期間施設に入所して利用するサービス

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

予防のため、特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

●1日分の利用者負担のめやす（1割負担分）

＜特別養護老人ホームの場合＞

介護度	多床室	ユニット型個室
要支援1	451円	529円
要支援2	561円	656円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担が必要です。

介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

予防のため、老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●1日分の利用者負担のめやす（1割負担分）

＜介護老人保健施設の場合＞

介護度	多床室 （基本型）	ユニット型個室 （基本型）
要支援1	613円	624円
要支援2	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担が必要です。

⑤ 施設に入居しながら利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム、有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援を提供します。

●30日分の利用者負担のめやす（1割負担分）

外部サービス利用型	1,710円
-----------	--------

※この他に訪問介護や通所介護等を行った場合に加算があります。

